

令和元年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

令和元年9月13日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 請願・陳情
- 第 2 発議第3号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出について
- 第 3 議員派遣の件について
- 第 4 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
田中敏明	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
石原光浩	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時00分 開議]

◎日程第1 請願・陳情

○神谷長平議長 日程第1、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

大賀孝訓総務教育常任委員長。

[大賀孝訓総務教育常任委員長登壇]

○大賀孝訓総務教育常任委員長 改めまして、おはようございます。委員会の審査報告を申し上げます。総務教育常任委員会に付託された請願については、審査の結果、次のとおり決定したので、報告いたします。

請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願書。

意見として、要望内容を妥当と認め、全員一致で審査の結果、採択となりました。

令和元年9月13日、総務教育常任委員長、大賀孝訓。

邑楽町議会議長、神谷長平様。

以上であります。

○神谷長平議長 請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○神谷長平議長 起立全員。

よって、請願第1号は採択と決定しました。

◎日程第2 発議第3号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出について

○神谷長平議長 日程第2、発議第3号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

大賀孝訓議員。

〔5番 大賀孝訓議員登壇〕

○5番 大賀孝訓議員 発議第3号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出について。

地方自治法第99条の規定により、最高裁判所長官、前橋地方裁判所所長に対し、前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求めることに関して、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和元年9月13日の提出になります。賛同者は、そこに書いてあるとおりの6名でございます。

理由といたしまして、前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書につきまして、そちらに配付してあるとおりでございますけれども、非常に近年太田、桐生支部管内での労働人口もふえておると。前橋地方裁判所本庁における69万3,529人と比べて、太田支部、桐生支部の人口が56万3,927名となっております。また、それに伴いまして近年では太田支部管内については日系ブラジル人を含めた外国人労働者の割合が高いことから、解決すべき労働問題が多く発生をしているという事案がございます。これに伴いまして、前橋まで労働審判を持っていくということは、非常に物理的にも時間的にも労力的にも大変でございまして、でき得れば太田支部管内においてそのまま労働審判を実施したいというふうなことであります。

そこに細かいことは書いてございますけれども、前橋地方裁判所太田支部に対して労働審判手続の実施を強く求めるという意見書の提出でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和元年9月13日、群馬県邑楽郡邑楽町議会議長、神谷長平ということでございます。よろしくお願ひをいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議員派遣の件について

○神谷長平議長 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第4 閉会中の継続調査について

○神谷長平議長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○神谷長平議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和元年第3回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

9月3日に開会されました定例会は本日13日、最終日となりました。この間、人事案件として人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをはじめ、行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについての9件、また公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての3件、以上12件について全て同意をいただき、ありがとうございました。

また、令和元年度各会計補正予算及び平成30年度各会計歳入歳出決算について可決、認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、いただきましたご意見は今後の町づくりに生かしてまいりたいと思います。

さて、本定例会の期間中、台風15号が千葉県に上陸し、各地で大きな被害が発生しました。邑楽町でも8日午後5時に自主避難所を庁舎2階に開設し、午後6時には災害警戒本部を設置し、災害の状況について把握に努めたところでありました。幸い大きな災害もなく、翌9日午前8時半、災害警戒本部を解除したところではありますが、10日、赤堀地内において激しい雷雨とともに突風が吹き、物置や農業用ハウスが倒壊したり、屋根瓦が剥がれるなどした住宅8軒の被害が確認されております。災害に遭われた皆さんには心からお見舞いを申し上げます。今後も台風をはじめとした災害には十分注意し、危機管理体制の強化を図り、安全安心な町づくりに努めてまいります。

9月に入り、朝晩の気温の変化を感じられる日が多くなってまいりました。議員各位におかれましては健康に十分留意され、町のため、町民のためにご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

以上で御礼のご挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神谷長平議長 以上で令和元年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

[午前10時14分 閉会]